

# 障害乳幼児の療育に

# 応益負担を持ち込ませない会

## No. 53

## 会報

編集／〒603-8324 京都市北区北野紅梅町85 弥生マンション

編集発行責任者／池添 素 rakuraku@dream.jp

持ち込ませない会 HP <http://www.nginet.or.jp/news/opinion/child/index.html>

発行：2024年4月1日

### 目次

1P … 金閣寺

2～3P… 報酬改定の個別化に流れることなく、子どもの生活にねざした総合的な支援を

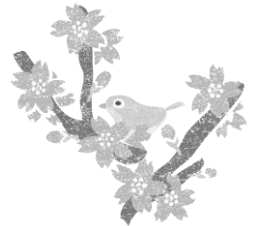
4P … こども家庭庁と全通連の懇談雑感

5P … 福岡市の障害のある乳幼児の療育について

6P … 東部地域療育センターの「地域支援機能」

7P … 親子が安心して育ちあう場

8P … 発達診断セミナー・全障研全国大会案内



### 金閣寺

かさん、カサン、加算と声に出して言ってみると、何かが落ちる音のような気がします。実際は収入を上げるために、どうしたらつけられるかの知恵を絞らなくてははいけないのです。加算は療育の質を上げるための人材確保や条件整備に結びつく目的があります。別の言い方をすると、加算を何もつけなくても「療育」は成り立ち、専門性など追求しなければ、利益が上がるという制度設計になっていきます。5年以上の経験を持つ保育士やPTやOTを配置すれば加算がつくけれど、その実践内容は何も問われません。

今回の児童発達支援や放課後等デイサービスに對しての報酬改定はとても複雑になり、この原稿を書いている年度末の時期はどの事業所も必死で重要事項説明書の書き換えや人員配置に四苦八苦していると思います。たくさんの問題を感じるけれど、決められた枠組みを守らなければ事業が立ち行かなくなります。もどかしく、腹立たしい思いをもちながら新年度を迎えます。

「持ち込ませない会」からの発信と全国のみなさんからの声を集める役割が今こそ大切になっていきます。

事務局長 池添 素

# 報酬改定の個別化に流れることなく、 子どもの生活にねざした総合的な支援を

副代表 中村 尚子

障害児通所支援の報酬が4年度目の報酬改定を迎えました。国は説明資料で、今回の改定は、①児童発達支援センターの機能強化、②質の高い発達支援の提供、③ケアニーズの高い子どもへの支援、④家族支援の充実、⑤インクルージョンの推進などの実施をねらったとしています。

## ◎児童発達支援センターの強化

児童センターの機能を強化するといっても人員基準も一元化した福祉型を基本にするだけで、改善はありません。強化するための「専門人員」を配置した場合に加算がつくしくみです。実施する機能は3つ。イ地域支援(関係機関との連携やインクルージョン推進)、ロ障害児支援の専門人材(障害特性をふまえた専門的支援と人材育成)、ハ多職種連携体制(保育士・児童指導員、PT等)で、イを必須要件にロ、ハをプラスします。すべてを実施しても15.5単位(規模による)というのはどうなのか、考え込んでしまいます。

地域、市町村に複数の児童センターがあるところは、複数あってもよい、それをふくめて市で協議・調整するというのが、それが発出されたのが3月21日では、なんと現場を無視したやり方といえます。持ち込ませない会は、障全協の政府交渉の場でセンター未設置自治体をなくす努力をしてほしいと求め続けてきましたが、国としての計画的な施策はまったくありません。今回の改定で市町村判断で要件を満たしていれば、児童・放デイも中核機能強化事業所として申請することが可能となりました。

## ◎5領域は支援の必須

具体的な報酬の単位数について、児童はすべて基本報酬がアップしています。この点は、個別サポート加算Iを「包括して評価」するのだそうです。乳幼児の個サポIがなくなつたのかというところではなく、重症心身障害や重度の知的障害が対象となり。判断には、療育手帳、身

体障害者手帳、精神の手帳が用いられるとのこと。放課後デイは強度行動障害の基礎研修修了者の配置を重視しています。乳幼児も学齢も、「より詳しい調査をしよう」という動きを止めたことは成果ですが、子育てのしづらさなどを相談や療育の入り口にしようとしてきた実践に逆行するようにみえます。

〈総合的な支援〉と特定領域への支援が報酬にどう反映するのかが今回の注目点でした。総合的な支援は、内閣府令(以前の省令)の運営基準となりました。「心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない」という一文です。総合的な支援を事業所として公表することが義務づけられます。東京都は、個別支援計画の参考様式に5領域に対応した欄を設けています(図参照)。

特定領域への支援の内容は運営基準に記載はありませんが、報酬上、「専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施」を評価する専門的支援体制加算と専門的支援実施加算が設定されました。

◎基本報酬に支援時間による区分  
児童発達支援と放課後デイの報酬の基本は、1人1日の報酬単価制

でした。これが廃止され、初めて一人ひとりの「支援時間」による区分が導入されます。

区分1 30分以上1:5時間以下  
区分2 1:5時間超〜3時間以下  
区分3 3時間超〜5時間以下

放課後デイの「平日」「休日」(学校休業日)の報酬も廃止され、休日は区分3で対応することになります(必要に応じて延長加算も)。

◎保育士・児童指導員の支援への着目  
これまで運営基準上の職員のほかに理学療法士等、児童指導員等を配置した場合の加算が段階的に設定されていきました。こうした資格による加算を廃止し、理学療法士等、保育士、児童指導員を横並びにした上で、経験年数と常勤・非常勤の区別による加算要件が新設されました。遊びや生活を軸にした活動に対する保育士・児童指導員の専門性を認めてほしいという現場からの声にある程度応えた改正といえます。特に放課後デイは配置加算上も保育士等が除外されていたので、前進だといえます。

◎放課後デイの新加算に疑問  
家庭連携加算は「家族支援加算」と名称が変わって、居宅訪問、個別

グループにオンラインによる支援が加わりました。きょうだい支援も新たな施策です。保護者の就労を重視した結果でしょうか、延長支援加算について「預かりニーズへの対応」という言葉が強調され、職員は1名から2名以上となりました。「1名は人員基準により置くべき職員」と但し書きがされていますが、報酬単価は変わらないじゃないか!と思いました。

放課後デイのつぎの3つの加算は疑問だらけです。

通所自立支援加算 送迎車ではなく徒歩や公共交通機関を使って職員が付き添った場合も送迎加算がつくことになったのは「やっと認められた」という感想ですが、なんと算定開始から3カ月限定です。

自立サポート加算 高校生(2・3年生)が地域の企業などと連携して、月2回まで「体験」する。

この二つの加算の「自立」観にはおおいに疑問を感じます。

そして最後に、新しい個別サポート加算Ⅲ。「不登校児童にたいして通常の発達支援に加えて学校との連携を図りながら支援を行った場合」の加算です。放課後デイを利用している子どもが学校に行き渋るよう

なる、午前から放課後デイに来ることとはまれではないので、ここに手当をしてほしい、という要望はたしかにありました。学校との話し合いの手続きも検討する間もないままに「加算」対応だけが突出するのは問題です。なお、3月22日、参議院内閣府委員会での井上哲士議員による関係質問で、こども支援局長は「事業所が、子どもが不登校の状態であると判断し、保護者に同意を得た上で、学校と情報共有を行い、事業所と学校の間で緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要であると判断された場合」と答えています。

◎個別の支援の強化と報酬

以上みたように、今次改定は、保育士・児童指導員を子どもの活動の専門家として評価しその経験を重視する、短時間(30分未満)は日常の支援時間だけでなく、保育所等訪問支援も認めないなど、改善に向かう芽も見えます。しかし、職員加配加算や支援時間の延長加算を得られたとしても、職員の働きにふさわしい単位数ではありませんし、そもそも十分な職員配置を可能にする基本報酬ではありません。

そうした低い日額報酬単価制のもと、今回の報酬改定はより個別支援にシフトした体系を導入しようと思われれます。支援時間による報酬はその典型でしょう。「障害の状態」ごとの個別の「値札」が付く個別サポート加算の上に、「支援時間」ごとの個別の「値札」が加わり、事業所管理はいっそう複雑化します。加算が付く支援に目が向きがちになること「純化」が予想されます。

個別支援計画別表 (国の例示 部分)

利用児氏名	計画に定める支援時間を記入(利用時間と終了時間も記入) 曜日ごとに提供時間が異なると考えられるため、曜日ごとに時間を定める		
	月	火	水
提供時間	利用開始・終了時間 10時00分 ~ 15時00分 5時00分	利用開始・終了時間 ~ 0時00分	利用開始・終了時間 10時00分 ~ 15時00分 5時00分

個別支援計画 (東京都の例示 部分)

総合的な支援の方針				
長期目標 (内容・期間等)	支援の標準的な提供時間等 (曜日・頻度、時間)			
短期目標 (内容・期間等)				
○支援目標及び具体的な支援内容等				
支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域との関連性等)	達成時期	留意事項	優先順位
	<ul style="list-style-type: none"> <li>職業・生活</li> <li>運動・感覚</li> <li>認知・行動</li> <li>英語・コミュニケーション</li> <li>人間性・社会性</li> <li>職業・生活</li> <li>運動・感覚</li> <li>認知・行動</li> <li>英語・コミュニケーション</li> <li>人間性・社会性</li> <li>職業・生活</li> <li>運動・感覚</li> <li>認知・行動</li> <li>英語・コミュニケーション</li> <li>人間性・社会性</li> </ul>			

5領域は支援の質を上げる提案に位置づいていますが、東京都の参考様式などを見ると、支援の画一化の方向に機能するのではないのでしょうか。すでに「5領域に対応できる」をうたい文句にした業者による研修がさかんに行われているようです。実践を5つの視点で計画し評価する循環に陥ってしまわぬかが、懸念されます。

# 「子ども家庭庁と全通連の懇談雑感」

副代表 近藤 直子

4月からの「改正児童福祉法」施行に向けて、2月26日に全通連は子ども家庭庁と懇談しました。新型コロナウイルス禍ではオンライン懇談だったので、会長・事務局長で対応していましたが、今回は久しぶりのリアル懇談で、大分から2人、宮崎から3人、そして名古屋から2人の総勢7人で伺いました。正式な報告は「全通連ホームページ」で確認してください。

ご存じのように「改正児童福祉法」では「子ども家庭センター」の設置と「児童発達支援センター」の核的機能としての地域支援機能が課題となっています。あらかじめ提出していた要望事項も、そのことを中心課題としていたため、障害児支援課が中心となって、母子保健課、保育政策課、虐待防止課、家庭

政策課の担当者も参加する懇談となりました。なんといっても感じたのは、リアル懇談の良さです。昨年の懇談ではさっと消えてしまった母子保健課が笑顔で対応してくれたこと、全通連の新刊を受け取り「読ませていただきます」と挨拶してくれたことでした。

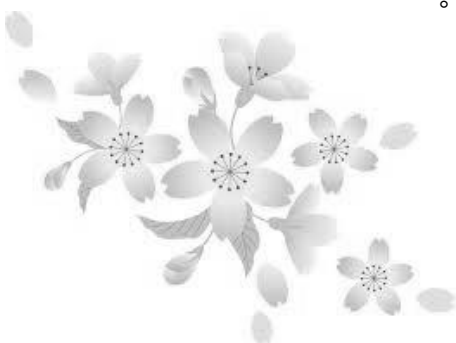
「子ども家庭センター」ガイドライン(第1章)案が1月25日「市町村向け説明資料」に掲載されていますが、皆さんは読まれましたでしょうか。今後、第2章は母子保健関連、第3章は虐待予防と対応関連事項がまとめられる予定とのことですが、私は現在のガイドライン案では、「健やか親子21第2次」の重点課題である「育てにくい子」への支援と、障害児支援の位置づけが低いと考えています。児童発達支援セ

ンターの地域支援機能との関係づけが必要ではないでしょうか。子ども家庭庁の「成育医療等分科会」では5歳児健診実施に向けての検討が進んでおり、発達障害が疑われた場合に「適切な療育につなげる」となっていますが、保育所や幼稚園が「気になっている子」についても、児童発達支援センターの地域支援機能での取り組みが必要になると思われそうですよね。「5歳児がふさわしいのか」も含めて、母子保健課の保健師さんたちの反応は微妙。医師主導の取り組みなのではないかなあ。また虐待予防関係で検討中の「親子関係形成支援事業実施要項」について、内容が児童中心ではないかの質問に、虐待対応課の担当者が「ゼロ歳児から18歳までを対象とする」と明言されたのが印象的でした。ならば、対象年齢に応じた「要綱」にして欲しいですね。

保育政策課は、3歳未満児も含

めて「気になる子」の割合に応じた加配補助金の条件を緩和することなどを説明してくれました。保護者の就労保障と子どもへの発達支援をどう両立していくのか、児童発達支援センターの機能も含めて、自治体レベルでも、保育・療育関係者での検討が求められると思います。

そして児童発達支援センターの地域支援機能ですが、人員配置のあり方、報酬のつけ方、利用料加算等、問題は山積みです。本体の通園部門の機能が侵食される危惧は、「後方支援」が強調されてきた経過からも消すことはできないと思っています。



福岡市の障害のある  
乳幼児の療育について  
発達相談室Lebe

瀧口直子

◎「保護者子療育」の現状

福岡市の0、1、2歳児の保護者子療育は、年度途中で定員に達してしまつたため、年度後半に初診でセンターを受診した0、1、2歳児が、保護者子療育を希望しても入れないという状態が長年続いていました。週1〜2回(10〜14時)の保護者子療育が受けられない方は、月1〜2回(1回2時間)の外来療育でフォローしています。

ところが、ここ数年は、保護者子療育が年度末でも定員に達しないという状況が生じています。一方、外来療育の希望者が多く、月1〜2回を2か月に1回に減らさなければ対応できない状況になってきています。主な理由は、保護者の就労です。

当然、3歳児以降の療育についても9時半から15時半の療育時間では、フルタイムで働いている保護者は送迎が間に合わないのを利用して利用することができません。社会福祉事業団が行つた、保護者子療育に通園する2歳児の保護者へのアンケート調査でも、「就労している親の子どもでも、専門の児童発達支援センターで専門の療育を受けられるようにしてほしい」という要望が上がっていたそうです。そして、その保護者達の声は2023年12月「障害がある子どもがいる家庭は、保護者が就労できない問題」として新聞に取り上げられました。

◎寄せられる不安の声

年明けて2024年1月、福岡市が「保護者の就労支援のため、その子が通っている児童発達支援センターで、療育終了後、午後6時までの『一時預かり』の実施を予定している。出来る限り協力してほしい」と各児童発達支援センターに通達したのです。社会福祉法人が運営する児童発達支援センターは、「人員の確保ができない」などを理由に辞退、社会福祉事業団が運営する児童発達支援センター(市内に4カ所)が、2024年度夏ごろまでに実施する方向で準備が始まっています。

福岡市が、全体の利用者数を何人と予想しているのかはわかりませんが、「一日の受け入れ人数に定員を設けるのか」「人員の確保はどうするのか」「正規職員は時間差勤務になるのか」「そうなった場合、日々の療育に支障はないのか」「社会福祉法人の児童発達支援センターに通う子どもたちの移動は誰がどのような方法で行うのか」などなど、不安な声が寄せられています。また、預け先の児童発達支援センターは、そのお子さんが利用している児童発達支援センターの場所によって地域割りして決めるよう

ですが、直接お迎えに行かなくてはならない保護者の負担は大きくなるのではないかと懸念されています。

福岡市は、「こども誰でも通園制度(仮称)」の「上限月10時間」を福岡市型モデルとして4倍の40時間を上限にする方針を出しています。また、本格的実施を見据えた試行的事業実施にもいち早く手を上げました。この児童発達支援センターにおける『一預かり』お預かり保育』だけでなく、並行通園できる児童発達支援事業所の企業型児童発達支援事業所の増設を本格的に進めていく方針を出し、さらに、保健福祉センターの統廃合を決めました。

障害がある乳幼児の療育体系だけでなく、これまで積み上げてきた乳幼児期の子ども達すべての発達保障の体系が、根本から変わつてしまふ危機感を感じています。

## 東部地域療育センター ぼけっこの「地域支援機能」

東部地域療育センター  
(名古屋市) 加藤 淳

2024年度の障害児支援報酬改定で、「児童発達支援センター等における地域の障害児支援の中核機能の評価」として中核機能強化加算が創設された。中核機能自体は「児童発達支援ガイドライン」(2017)でもすでに「地域支援」の中で「インクルージョンの推進」として求められていたのだが、報酬等の評価は一切なく、あくまでも努力目標的なものであった。

今回の加算は「コーディネーター」の配置に相当すると言われているが、果たしてどれだけ役割を果たせるのかは疑問である。

一方、名古屋市においては児童発達支援センターと診療所からなる地域療育センター(1993)の役割に「地域ケア事業」を位置づ

けてきた。主に幼稚園・保育園を訪問して子どもに関する情報交換やかかわり方などのアドバイスをする巡回療育と通所が困難な子どもの家庭に向く訪問療育である。しかし、ここでも専任の職員配置はなく「障害児等療育支援事業」相当の補助金の実績払いのみだったので、現場の人員をやりくりして実施してきた。

2019年度、初診待ちの長期化解消を目的として、名古屋市は「東部地域療育センターぼけっこ」に「初診前サポート事業」をモデル事業(4名の嘱託職員相当の補助金)として委託した。診断を前提とせずに、療育グループ(週1回の親子教室)が開始できるような仕組みであり、初診待ち3か月以上だったものが1か月前後まで短縮した。翌2020年にはさらに7名が追加され、合計11名の「地域支援・調整」部門(保育士・児童指導員、看護師、PT、OT、ST、ケースワ

カー等)が設置された。保育所等訪問支援事業の実施を前提として、診断を前提とせずに、巡回療育、訪問療育を実施する専任職員が配置されたことになる。

### 巡回療育の実績

	2019	2020	2021	2022
巡回施設数	62	89(15)	124(20)	206(42)
子ども(人)	118	104(18)	162(23)	227(45)
職員(人)	78	179(30)	248(41)	427(92)

※( )内は初診前巡回(再掲)

実際には「外回り」のみを担う人材の確保は難しく、センター内の業務(個別相談・リハ等)を行いながらの兼務ではあるが、従来に比べれば格段の差である。

コロナ禍への突入と重なったため当初は動きが鈍いが、専任職員の配置で以下のように積み上げてきた。巡回療育は基本的

に個別ケースへの対応だが、「施設支援」と称して園全体の職員に対して研修やケース検討を実施する事業も新たに開始した。ひとりひとりの子どもに、どういう診断がされるかよりも、集団保育の中での保育者の「困り感」にどう対応するのかの方が求められていることは、「初診前巡回」の数の伸びからも予想される。

これらの事業が、児童発達支援センターの本体業務を大きく違うところは、施設とご家族の関係だけではなく、訪問先の園との三者の関係が必要なことであり、「地域支援」の一環として相互理解や連携を進めていくうえで重要な役割を持つていえると言ええる。しかし、担当エリア内には100を超える幼稚園・保育園・こども園を抱えており、今後掘り起こしが進んだときに充分な対応が可能な人員配置はどれほど必要なのかまだ見えていないところが課題である。

# 親子が安心して育ちあう場

## 東部地域療育センター

ぽけっと 成田 民子

私が勤める地域療育センターには、言葉が出てこない等の「発達の心配」だけではなく、思い通りにならないとすぐ癇癪をおこす等の「子育ての相談」で来所される親子もいます。「初診前サポート」の機能が地域療育センターに設置され5年が経つなかで、1歳前後のお子さんについて「発達障害ではないか？」と心配し来所するケースが増えました。また地域の小規模保育園の先生と話をする機会も増える中で、育児休暇を3年取得する予定だったが出産後の子育てが大変で、予定を前倒しして保育園に預けるケースもあることを知りました。

### ◎成長の瞬間に出会う

1歳〜2歳の子どもの子育ては、親の思い通りにはいかず大変です。大変な中にふと現れる子ども笑顔や成長の「瞬間」に励まされ、保護者は日々を過ごしている

のではと思います。しかしその「瞬間」になかなか出会えず困っている親子もおり、なんらかの支援が求められています。育児休暇を前倒しすることや、1歳前後で発達障害を心配するケースが増えるなかで、低年齢の子どもをもつ親子に必要なことは何であるのか？ 考えてみたいと思います。

\*

「床に降ろすとギャン泣きするので、出産以来ほとんど子どもを抱っこして過ごしている」と、お母さんと1歳2か月のあつくんが相談にきました。あつくんは首の座りが5か月、お座りが10か月頃と姿勢運動発達がややゆっくりめです。はいいや伝い歩きは機嫌がよい時にすることもありますが、お母さんがそばにいるとなかなか離れようとしません。家事もはかどらず、あつくんを寝かしつけるまでに夜中までかかり、単身赴任のお父さんは1か月に2回程しか帰らず、相談にいられた頃のお母さんはヘトヘトでした。地域の保健センターではなく療育センターに相談に来たのは「発達障害かもしれないから、早めに療育センター

に行った方が良いのかも」と思われたからだそうです。

初回相談ではお母さんの「困りごと」と併せて、あつくんの全体的な発達についてもお聞きしました。姿勢運動発達がゆっくりめで「抱っこから寝かされる」姿勢の変化にビツクリして泣いてしまうのでは？ ということと、すでに言葉が数語出てきていることや、車やボールなど好きな遊びがしっかりとあることがわかりました。「個別の早期療育が必要なら始めたい」と言うお母さんに、まずは親子遊びをメインとした「親子療育グループ」を勧めました。毎日あつくんから解放されない日々の中「私も一緒に遊ぶなんて大変…」とお母さんは二の足を踏みました。しかし、だまされたと思つて…と参加開始する中、親子遊びで床にあつくんを寝かせる時にゆっくりと声をかけるとよかったことや、ボールプールの中であつくんといろいろな姿勢で楽しく遊ぶことでも、お母さん自身の笑顔が増えてきました。お母さんに密着していたあつくんでしたが、楽しい先生や好きなおもちゃを目がけて移動する

ようになり、お母さんと身体的な距離ができることで表情や身振りで気持ちを表現するようになりました。

### ◎一見遠回りなようでも

お母さんとあつくんが、安心して過ごすことができる場になった親子療育グループは、手間暇がかかる面もあり、即効性があるものではないかもしれせん。しかし、子どもと遊びながら子どもを知ると一見遠回りな体験は、「誰かにやつてもらっ」体験以上の意味があると思われれます。うまくいくことがかりでなく、あつくんは床で遊ぶようになったものの、寝つきに時間がかかる傾向は続きました。しかし、親子グループでスタッフに慣れたあつくんは、月1〜2回開始した一時保育でも楽しく過ごさすようにもなり、お母さんのリフレッシュだけではない意味も出てきました。発達に心配な点が例えあったとしても、何かの「特別な療育」だけではなく、親子が安心して関わり合い、育ちあう場が次のステップに繋がるものと考えています。

2024 春 4月受付開始



## 教育と保育のための 発達診断セミナー

6月2日(日) 午後 オンライン開催

4歳ころ 発達の質的転換と発達保障 張 貞京さん  
(京都文教短期大学)

5歳後半から7歳 就学に向かう時期の発達 川地亜弥子さん  
(神戸大学)

9・10歳から13歳 児童期から思春期の発達 楠 凡之さん  
(北九州市立大学)

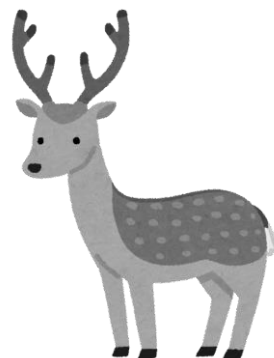
発達保障研究センター／全国障害者問題研究会

## 全国障害者問題研究会 第58回全国大会 in 奈良 2024年8月3日(土)4日(日)

- \* 奈良大会はすべて対面による開催を準備しています。
- \* 全体会、学習講座は参加者に後日、録画配信する予定です。

【大会テーマ】

いざ、奈良。  
みんなとねがう  
いまと未来



【全体会】 なら100年会館

記念講演 講師＝池添 素さん(NPO 法人福祉広場理事長、元全障研副委員長)

【分科会・学習講座】

主催：全国障害者問題研究会・全障研第58回全国大会(奈良2024準備委員会)